

## 会津若松市と佐川急便株式会社の包括連携に関する協定書

会津若松市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）は、第1条の目的を達成するため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、多様な分野において、甲と乙が相互に連携した取組を行うことで、地域の諸課題の解決を図り、市民サービスの向上や地域の活性化を推進することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について連携協力する。

- （1）災害対策に関すること
- （2）地域や暮らしの安全・安心に関すること
- （3）インフラの維持や物流支援に関すること
- （4）環境問題対策に関すること
- （5）その他、地域社会の活性化、住民サービスの向上に関すること

2 前項の連携事項の実施時期、実施方法等具体的な事項については、甲乙協議の上、別途定める。

### （守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条第1項の連携事項の検討並びに実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに甲乙いずれからも本協定に関し特段の意思表示がないときは、本協定は更に同一条件で1年間更新され、以後も同様とする。

### （変更及び解除）

第5条 甲又は乙が本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

### （反社会的勢力への対応に関する特則）

第6条 甲及び乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と社会的に非難されるような関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- （1）脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- （2）風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- （3）その他前各号に類似するいかなる行為

3 甲及び乙は、相手方が第1項の表明保証に反すると合理的に認められる場合又は相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何らの通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

### （疑義の解決）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合はその都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者が署名の上、各自その1通を保有する。

令和4年3月16日

甲 福島県会津若松市東栄町3番46号  
会津若松市  
会津若松市長

室井照平

乙 東京都江東区新砂2丁目2番8号  
佐川急便株式会社  
取締役

中川和浩